

特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A

以下のQ&Aは、特定健康診査・特定保健指導において第3期までにお示しした既存のQ&Aを第4期の運用に合わせて修正・再編集したものであり、運用変更等で第4期の運用に合わないQ&Aは削除しています。

第4期特定健康診査・特定保健指導を実施する際は、以下のQ&Aを参照してください。

3. 特定健康診査・特定保健指導について

【対象者について】

問1 保険料(税)の未納者や滞納者に対しては、保険者の判断で特定健診・特定保健指導の対象から外すことも可能か。

(答) 保険料の未納や滞納があることをもって、特定健診・特定保健指導の対象から除外することはできない。

問2 生活保護世帯（被用者保険に加入している者を除く）は、特定健診・特定保健指導の対象か。

(答) 対象外。生活保護受給者に係る健診・保健指導については、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき市町村が実施するものとなる。

問3 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成20年厚生労働省告示第3号）の六に規定する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条第1項第2号から第5号までの規定に掲げる施設以外の施設に入居している者について、当該入居者の住民票の住所地はA市であるが、B市の施設に入所している場合、A市の特定健診・特定保健指導の対象者となるのか。

(答) 保険者が実施主体となるため、A市が保険者ならば、A市の対象者となる。

問 4 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 1 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 20 年厚生労働省告示第 3 号）の各号に該当する者について、4 月 1 日に各要件に該当していたが、年度途中で該当しなくなった場合は、どのように取り扱えばよいのか。

（答） 実績報告については、当該年度内に特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 20 年厚生労働省告示第 3 号）各号のいずれかに該当することを保険者が確認できた場合は、除外対象者とすることができるが、保険者の判断で、特定健診・特定保健指導を行うことを妨げるものではない。なお、補助金については、特定健診・特定保健指導の実施前に除外規定に該当することが明らかでなかった者に特定健診・特定保健指導を実施した場合は対象となる。

【実施方法について】

問 5 医師国民健康保険組合の特定健診・特定保健指導について、組合員である医師の経営する医療機関にて、当該本人及びその家族への特定健診・特定保健指導を実施してもよいのか。

（答） 当該医師国保組合において、組合員である医師の経営する医療機関であっても、当該医療機関が特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号）及びその関係告示を満たし、委託契約を締結していれば、組合員本人及びその家族に対し実施することは可能である。なお、医師自らが自身の特定健診・特定保健指導を行うことはできないことに注意されたい。

問 6 特定健診・特定保健指導を訪問健診等の方法で実施しても良いか。

（答） 各保険者の判断で、訪問健診等を行うことは可能である。

【その他】

問 7 被保険者資格証明書の交付を受けている者の特定健診・特定保健指導の費用徴収についてはどのような取扱をするのか。

（答） 被保険者資格証明書の交付を受けている者についての取扱を医療給付と同様にするという考え方はあり得るが、実際の運用等において一律に適

用することが困難な場合も多いことも勘案し、各保険者にて適宜判断されたい。

問 8 加入者は特定健診・特定保健指導の受診・利用の義務があるのか。

(答) 保険者に対して特定健診・特定保健指導の実施を義務付けたのであって、加入者に特定健診・特定保健指導の受診・利用を義務付けてはいないが、加入者に当該制度を積極的に受診・利用していただきたいと考えており、保険者においては積極的な周知等を図っていただきたい。

問 9 特定健診・特定保健指導の請求データを作成するソフトは配布されるのか。

(答) 特定健診・特定保健指導データファイルソフトは、厚生労働省の特設サイトより入手できる。

特定健診・特定保健指導の電子化に関する HP (<https://kenshin-soft.mhlw.go.jp/>)

問 10 受診券・利用券については、健診機関等が保管することとなっているが、特定健診・特定保健指導が終了したら、保険者に返却されるのか。

(答) 受診券・利用券については、保険者へ返却されないため、返却を希望する場合は、健診機関等との契約時にその内容を契約に盛り込む必要がある。

問 11 特定健診・特定保健指導について、受診者・利用者に一部自己負担を求めてよいか。

(答) 特定健診等に係る受診者本人の自己負担額については、受益者負担の原則や保険料財源の影響等を考慮のうえ、各保険者の判断で決めていただいて構わない。

なお、予算補助における基準単価は、実施にあたって必要な経費から自己負担（3割）を除いた額をもとに設定している。